

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和8年3月12日（木）

出席者

○公安委員会

久家委員長、渡邊委員、平川委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、監察課長、地域課長、交通規制課長、警備運用課長、生活安全部企画官、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ 公安委員会に対する苦情の申出について

警察本部から、公安委員会宛てに送付された苦情の申出についての説明がなされ、その内容を確認の上、受理するとともに、警察本部に調査を指示した。

○ 公安委員会に対する苦情の申出に関する調査結果について

警察本部から、公安委員会に対する苦情の申出について、当該調査結果の説明がなされ、協議の結果、申出人に対する回答を決裁した。

○ 公益信託に関する事務の補助執行について

警察本部から、民間公益の活性化を図ることを趣旨とする公益信託に関する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第180条の2の規定により、知事から、施行後の警察に係る公益信託の認可・監督に係る事務の警察本部長等による補助執行に関して協議がなされたことについての説明がなされ、協議の結果、当該補助執行に同意することを決裁した。

○ 店舗型性風俗特殊営業店（個室付浴場業）の営業停止処分に係る聴聞結果及び処分執行について

警察本部から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく店舗型性風俗特殊営業及び当該施設を用いて営む浴場業営業の停止処分を行うことに関し、被処分法人、営業所、処分内容、聴聞結果及び事案の概要についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり停止処分を行うことを決裁した。

○ 猟銃等射撃指導員の指定の解除について

警察本部から、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項に基づく猟銃等射撃指導員の指定の解除についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり指定を解除することを決裁した。

○ 運転免許の行政処分について

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容、被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を行うことを決裁した。

○ **警察職員の援助要求に基づく派遣について**

警察本部から、宮城県公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく援助の要求を受け、警察職員を派遣することについての説明がなされ、協議の結果、同要求に対して警察職員を派遣することを決裁した。

報 告 事 項

○ **令和7年中における被疑者取調べの監督実施状況について**

警察本部から、令和7年中における被疑者取調べの監督実施状況に関し、監督対象行為の発生が無かったこと、また、苦情等の状況、視認状況及び巡察状況等について、報告がなされた。

公安委員から「高い視認率を保ち、きめ細やかな監督を実施していると説明を受け安心した。今後も不適正な取調べの絶無を期するため指導教養を徹底していただきたい」旨の発言がなされた。

○ **令和7年度会計監査実施結果について**

警察本部から、大分県警察会計監査規程第8条に基づく令和7年度会計監査の実施結果に関し、重点項目、実施者、実施状況及び監査結果等について、報告がなされた。

○ **令和8年度会計監査実施計画について**

警察本部から、大分県警察会計監査規程第3条第1項に基づく令和8年度会計監査実施計画の作成に関し、重点項目、対象部署、実施時期及び実施者等について、報告がなされた。

○ **監察事項について**

警察本部から、監察事項について、報告がなされた。

○ **公益通報について**

警察本部から、公益通報について、報告がなされた。

○ **新「通信指令システム」の運用開始について**

警察本部から、旧「通信指令システム」の賃貸借契約期間が満了したことを受け、3月1日から最先端技術の活用により機能強化した新「通信指令システム」の運用を開始したことについて、報告がなされた。

公安委員から「AI音声認識などの新たな機能が導入されたことに伴い、今後は更に迅速、的確に110番通報へ対応できるものと期待する」旨の発言がなされた。

○ **第51回衆議院議員総選挙違反取締り結果について**

警察本部から、第51回衆議院議員総選挙違反取締り結果について、報告がなされた。

○ **情報共有型連携モデルの取組成果について**

警察本部から、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害拡大防止等のため、令和7年12月から取組を行っている情報共有型連携モデルに関し、現在までの取組成果について、報告がなされた。

公安委員から「協定を締結していない県内の金融機関へはどのように対応するのか」旨の発言がなされ、警察本部から「全国展開している金融機関や県外に本店を有する金融機関は警察庁や連携モデルを導入している他の県警察等が主体となって取組の拡充を図っていくこととなる」旨の説明がなされた。

○ **令和8年2月末現在の交通事故発生状況等について**

警察本部から、令和8年2月末における交通事故発生状況、2月中に発生した交通死亡事故の概要及び交通事故多発横断歩道の公表について、報告がなされた。

公安委員から「信号交差点に設けられた横断歩道では歩車分離式信号機の導入が効果的ではないか」旨の発言がなされ、警察本部から「歩車分離式信号機は信号待ちの時間が長くなることで信号が守られなくなるおそれもある。交通の安全と円滑のバランスに配慮し、効果的な場所に導入を検討してまいる」旨の説明がなされた。

○ **自転車運転者講習の受講命令及び実施結果について**

警察本部から、自転車の危険行為を反復して行った者に対し、道路交通法第108条の3の5第2項に基づく自転車運転者講習の受講を専決により命令し、講習を実施したことについて、報告がなされた。

公安委員から「本講習により、受講者が今後自転車の危険行為を行わず安全運転することを期待する」旨の発言がなされた。